

下関市監査委員公表第19号
令和4年(2022年)7月4日

地方自治法第199条第1項の規定に基づく定期監査を実施し、その結果に関する報告を下記のとおり決定したので、同条第9項の規定により公表する。

下関市監査委員 今 井 弘 文
同 秋 森 和 也
同 香 川 昌 則
同 小 熊 坂 孝 司

記

1 監査の対象

監査対象部局等	監査対象課所室等
総 務 部	総務課、旧行政管理課
こども未来部	幼児保育課、4 幼保連携型認定こども園、5 保育所、3 幼稚園
都市整備部	都市計画課、交通対策課

2 監査の範囲

令和3年4月1日から令和4年3月31日までににおける財務に関する事務の執行

3 監査の方法

諸帳簿その他の関係書類の調査、現地での確認及び関係職員への聞き取りにより行った。

4 監査の期間

令和4年5月1日から同年6月30日まで

5 監査の結果

財務に関する事務は、改善が必要な事項や制度的な検討が必要と思われる事項が見受けられたものの、おおむね適正に処理されていた。

6 指摘事項及び意見

改善が必要な事項は、次の「指摘事項」のとおりである。また、制度的な検討が必要と思われる事項は、「意見」のとおりである。

総務部 総務課	
[指摘事項] 及び [意見]	なし
総務部 旧行政管理課	
[指摘事項] 及び [意見]	なし
こども未来部 幼児保育課	
[指摘事項]	<p>(1) 分任出納員である徴収員（会計年度任用職員）が直接収納した現金（過年度保育料等）の取扱事務において、以下の事項が見受けられた。関係規定に基づき、適正に事務処理されたい。</p> <p>ア 直接収納した現金の指定金融機関等への払込みが、下関市会計規則に規定する期限までに行われていないものがあった。</p> <p>イ 徴収員が記帳する金銭出納帳において、差引残高の記入漏れが散見され、現金の現在高が明瞭ではなかった。</p> <p>ウ 領収書の控えを確認したところ、領収印の日付と手書きされた日付とが不一致であるものが見受けられた。</p>
[意見]	なし
こども未来部 4 幼保連携型認定こども園、5 保育所、3 幼稚園	
[指摘事項]	<p>(1) 現金で直接収納する延長保育利用料及び職員給食費に係る収入事務において、次に掲げる不適切な事例が認められた。</p> <p>ア 延長保育利用料の収納事務において、領収書（控）と金銭出納帳の収納日が一致していない事例があった。当園では通常、受領した現金は、職員が取りまとめて当日中に金融機関（公金口座）に払い込んでいるが、当該事例では払込み後（15時頃以降）に受領した現金を翌日の受領及び払い込み分として記入したことが原因であった。金銭出納帳は、現金の出納を照合する際の重要な根拠となるため、日々の現金出納額を確実に記入し、常に現金の現在高を明瞭にすることを徹底されたい。</p>

	<p>イ 職員給食費の収納事務において、金銭出納帳の記入額と領収書（控）の集計額に不整合があった。適正に事務処理されたい。</p>
	<p>[意見] なし</p>
<p>都市整備部 都市計画課</p>	
	<p>[指摘事項] (1) 職員が週休日に6時間を超えて勤務した場合において、当該職員に休憩時間を与えていない事例が見受けられた。関係する法令や条例に基づき、適正に勤務時間を管理されたい。</p>
	<p>[意見] なし</p>
<p>都市整備部 交通対策課</p>	
	<p>[指摘事項] (1) 長期駐車自転車撤去及び保管費用の収納事務について、金銭出納帳及び現金出納報告書の記載において、以下の事項が見受けられた。下関市会計規則に基づき、適正に事務処理されたい。 ア 金銭出納帳に収入金額及び支払金額が記載されていないもの。 イ アの金銭出納帳の累計（合計）金額の誤りに起因して、現金出納報告書の収納額及び払込額の合計額等が誤っているもの。</p>
	<p>[指摘事項] (2) 細江町駐車場における作業場及び高所作業車設置に係る行政財産の使用許可について、新規案件のため部長による決裁で行うべきところ、課長による決裁で行っていた。適正に事務処理されたい。</p>
	<p>[意見] なし</p>

以上